

2020年8月15日

## WA 規則第 143 条(TR5:シューズ)のルール再改訂について(通知)

公益財団法人日本陸上競技連盟

ワールドアスレティックス(以下「WA」という。)は、WA 規則第 143 条(テクニカルルール第 5 条=TR5)の再改訂を決定し、2020 年 7 月 28 日から有効と致しましたので、改訂内容につきまして通知致します。

本改訂を、どのレベルの競技会にまで適用するかなど日本国内での適用につきましては、追って決定致しますが、WA ルールに従わず実施された競技会には様々な制約が生じることになります。従いまして、競技会主催者におかれましては、本連盟として改訂されたルールの適用を推奨致します。

本通知は、次の内容で構成しております。

1. 改訂の要点と改訂後のシューズの厚さ【本文書】
2. 本改訂にかかわる WA からの補足説明【添付資料 1】
3. 本改訂にかかわる WA の報道発表【添付資料 2】
4. WA が承認したシューズのリスト(2020 年 8 月 12 日現在)【添付資料 3】
5. WA が示す靴底の測り方の一例(写真)【添付資料 4】

本改訂に関し、以下、ご注意ください。

1. WA ルールで実施されるゴールデンランプリほかコンチネンタルツアー対象競技会では改訂されたルールが適用されます。
2. 日本選手権では WA からの通達により、改訂されたルールが適用されます。
3. 前記1～2以外の競技会については、日本国内での適用が決定するまでの間、このルールを適用するかどうかは競技会の主催者の判断となります。
4. WA の補足説明では、改訂ルールの世界各国での速やかな適用を強く求める一方、やむを得ない場合、800m 以上の種目では 40mm までの厚底シューズでの出場を認めてもよいとの記述があります。しかし、競技会での使用を認めた場合には、次の制限・制約が生じます。
  - ⇒ その競技者の記録は WA には認められません。Uncertified(非公認)という扱いとなります。厚底で出された記録を国内でどう扱うかは関係委員会で協議し追って発表致します。
  - ⇒ 競技役員はどの競技者が厚底シューズで出走したかをチェックしリザルトに注記しなくてはなりません。チェックがなされず後日、使用が判明した場合、全員の記録が WA により無効とされる可能性があります。
5. 今後検討される「日本国内での適用」には以下を含みます。
  - ⇒ 本改訂をどのレベルの競技会にまで適用するか。
  - ⇒ 厚底シューズでの記録を本連盟主催等競技会の参加資格として認めるか。
  - ⇒ 厚底シューズでの記録を日本記録として認めるか。また日本ランキングの対象とするか。

6. WA が靴底の厚さを認めるシューズの最新リストは WA のサイトで都度更新されます。
7. 本ルールに合致した靴底の計り方について、WA から示されている方法を添付致します。

本改訂の厚底シューズに関し、競技会において競技役員には以下の対応をお願いすることになります。

1. 厚底シューズ使用者がいない場合は、これまで通りの対応。
2. 厚底シューズ使用者がいた場合、招集所で厚さのチェック。リザルトへの「厚底シューズ着用」の注釈付記。

国際競技会出場を目標とする競技者は今回の改訂に合致したシューズの着用を推奨致します。

改訂の要点は次の通りです。

- 本改訂は、2020年7月28日から有効となる。  
改訂前ルールによるシューズでの記録は、7月27日までの記録は認められる。  
7月28日以降、厚底で出された記録は、WAワールドランキング、WA主催競技会参加標準記録及び世界記録(アジア記録も同様)の対象外。
- シューズ(スパイク、ランニングシューズ含む)の厚さが種目ごとに定義された(表は下記)。  
走高跳は、これまで厚さ13mm/かかと厚さ19mmだったのが、靴底(ソール)全体20mm(かかと含む)、走幅跳が13mmだったのが20mmに変更。(ただし前部が踵部より厚くなってはならない)  
トラック種目(1月の改定ではスパイク限定で上限30mmだったのが、シューズという括りとなり)800m未満の種目は20mmに変更、800m以上の種目は25mmに変更。ただしトラックで実施される競歩だけはロードのルールを適用(つまり40mmの厚底シューズはトラックでは使用不可になる)  
ロードは40mm、クロスカントリー25mm、マウンテンランニング・トレイルランニングは制限なし。
- トラック種目の靴底の厚さは即発効。現在、発売済みのシューズで厚さのルールに合致しない(つまり厚い)フィールド種目用シューズは2020年12月1日以降、使用不可となる。(11月30日までは医事的理由がある場合にのみ使用可能)
- カスタマイズについての細かい条件が削除され、WAに申請し、使用などが条件にあえば使用可能となる。
- 2020年1月31日以降に発売され、規則5.13に合致していると7月15日時点でWAが認めているものは、国際競技会で使用可能になる。「承認済シューズ」。1月31日より前に競技者が国際競技会で使用した実績があればこの手続きの対象外。
- 7月28日以降、「承認済シューズ」は製造メーカーと契約していない競技者に流通できること(誰もが入手できること)が担保できていること(流通数量・価格・流通方法等は今後決定⇒Athletic Shoe Availability Scheme)
- 7月28日以降、新作シューズを着用する場合は、WAに事前の承認を受け、メーカーからAthletic Shoe Availability Schemeに基づき流通されなければならない。

本件に関する問い合わせは下記、担当者までお願い致します。

日本陸上競技連盟事務局 関 TEL:050-1746-8410

【靴底の厚さ】

種目	ソールの最大の厚さ (TR5.5、注意(i), (ii), (iii) 及び、TR5.5 の図 (a) 並びに (b) TR5.13.3 に基づく)	補足
フィールド種目 (三段跳除く)	20mm	全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目に適用。全てのフィールド種目において、競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	競技者の前の部分の中心点のソール厚さは、競技者のかかとの中心点のソール厚さを超えてはならない。
800m 未満のトラック種目 (含むハードル)	20mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。
800m 以上のトラック種目	25mm	リレーにおいては、各走者の距離で本規則が適用される。競歩種目ではロード種目と同様とする。
クロスカントリー	25mm	
ロード種目 (含む競歩)	40mm	
TR57 の種目 (マウンテン・トレイル)	規定なし。	

TR5.13 注意

(i) 規則 143 条(TR5)13(a)の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく(例:個々のパーツは互いに上に積み重ねない)、1 つの平面に連続して配置しなければならない。※現行のルールブックに掲載の内容と変更なし。

(ii) フィールド種目のシューズの厚さについては、現在、これまでの規則に合致したシューズを使用している競技者を救済するため 12 月 1 日以降からの適用とする。リザルトへの「規定外」の注記は不要とである。(WA ルールに記載の内容を追記)

以上